

陸上、海上、航空各自衛隊の警務官等の権限行使及び捜査の依頼協力等の
協定に関する通達

昭和30年11月25日 空幕発人第1283号

各部隊の長・各機関の長あて

航空幕僚長の命により総務課長

昭和30年防衛庁訓令第33号第5条の規定に基き、陸上、海上、航空各自衛隊の警務官等の相互における権限の行使及び捜査の依頼、協力等について別紙のとおり協定が成立したから遺憾のないようにされたい。

別紙

陸上、海上、航空各自衛隊の警務官等の権限の行使及び捜査の依頼、
協力等に関する協定

警務官及び警務官補の指定並びに権限の行使及び調整に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第33号。以下「訓令」という。）第5条の規定に基き、陸上、海上、航空各自衛隊の警務官等の相互における権限の行使及び捜査の依頼、協力等について次のように協定する。

昭和30年10月1日

陸上幕僚長 陸将 筒井 竹雄
海上幕僚長 海将 長 沢 浩
航空幕僚長 空将 上 村 健太郎

（施設内における犯罪捜査）

第1条 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「施行令」という。）第111条各項に掲げる犯罪のうち自衛隊の施設内における犯罪について、陸上自衛隊に所属する警務官及び警務官補（以下「陸上警務官等」という。）海上自衛隊に所属する警務官及び警務官補（以下「海上警務官等」という。）並びに航空自衛隊に所属する警務官及び警務官補（以下「航空警務官等」という。）の権限が競合する場合は、次の各号の規定によりそれぞれの警務官等が当該犯罪について捜査するものとする。

- (1) 海上自衛隊の所有し、又は使用する施設内においては海上警務官等。
- (2) 航空自衛隊の所有し、又は使用する施設内においては、航空警務官等。
- (3) 海上自衛隊及び航空自衛隊以外の自衛隊の所有し、又は使用する施設内においては、陸上警務官等。

（施設外における犯罪捜査）

第2条 施行令第111条各項に掲げる犯罪のうち、自衛隊の施設外における犯罪について、各自衛隊の警務官等の権限が競合する場合は、次の各号の規定によりそれぞれの警務官等が当該犯罪について捜査するものとする。

- (1) 海上自衛隊及び航空自衛隊の隊員が職務に従事中の陸上自衛隊の隊員に対して行った犯罪並びに海上自衛隊及び航空自衛隊以外の自衛隊の所有し、又は使用

する施設又は物に対して行った犯罪については、陸上警務官等。

(2) 陸上自衛隊及び航空自衛隊の隊員が職務に従事中の海上自衛隊の隊員に対して行った犯罪並びに海上自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対して行った犯罪については、海上警務官等。

(3) 陸上自衛隊及び海上自衛隊の隊員が職務に従事中の航空自衛隊の隊員に対して行なった犯罪並びに航空自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対して行った犯罪については、航空警務官等。

(調整)

第3条 犯罪の捜査につき前2条の規定によることが適当でないとするか若しくはこれにより難い場合又は前2条に掲げる以外の犯罪につき、各自衛隊の警務官等の権限が競合し、又は関連する場合は、訓令第3条第2項の規定に従って、陸上警務官等にあつては、警務部隊の長、海上警務官等にあつては、中央又は地方の首席警務官、航空警務官等にあつては、警務部隊の長が相互に協議し、主として捜査を行う者を定めるものとする。

(職務行使の委任及び捜査の依頼)

第4条 各自衛隊の警務官等は、配置の状況その他やむを得ない理由があるときは、訓令第2条第1項の規定により、個々の犯罪の捜査の全部につき相互に職務の行使を委任することができる。

2 各自衛隊の警務官等は、その捜査する個々の犯罪につきやむを得ない理由があるときは、訓令第2条第1項の規定により、被疑者の取調及び逮捕、参考人の取調、押収、捜索、検証等捜査の一部につき、相互に職務の行使を依頼することができる。

3 前2項の委任又は依頼をうけた各自衛隊の警務官等は、職務に支障のない限りすみやかに捜査を行い、その結果を通報するものとする。

4 第1項及び第2項の捜査に要する費用は原則として委任又は依頼した側において負担するものとする。

(委任等の手続)

第5条 第4条に規定する委任又は依頼については、陸上警務官等にあつては、警務部隊の長、海上警務官等にあつては、中央又は地方の首席警務官、航空警務官等にあつては、警務部隊の長が、それぞれ行うものとする。

2 前項の委任又は依頼は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するものについては、適宜の方法をもって委任又は依頼し、後に文書を差し出すものとする。

(捜査の協力及び援助)

第6条 各自衛隊の警務官等は、犯罪の捜査につき、相互に協力又は援助を求めることができる。

2 前項の協力又は援助を求められたときは、努めてこれに応ずるものとする。

(通報)

第7条 各自衛隊の警務官等は、犯罪の捜査について、相互に関係し又は参考となる

べき事項は、すみやかに通報するものとする。

(事件の引継等)

第8条 各自衛隊の警務官等は、捜査の着手後事件の引継等を行うことが適当と認められる場合は、協議の上別紙様式第1第2の書類により事件の引継又は被疑者、証拠物件の引渡しをすることができる。

附 則

この協定は、昭和30年10月1日から実施する。

右事件の引継ぎを受けた。 (所 属) 司法警察員 印	引継の場所	引継の日時	その他参考となるべき事項	引継の事由	被疑者			
		昭和 年 月 日 時 分						住所、氏名、年令
					場所	種別	日時	逮捕
								品目
			数量					

様式 (1)

		拘束	不 拘束	認 知	自 首	告 発	告 訴	
証拠金品	犯罪事実及び捜査の概要	事件名	司法警察員 昭和 年 月 日 左記被疑事件を引継する。 事件引継書 (所属) 司法警察員 殿 印					1 事件の引継に使用する。 2 正副二通を作成、正本を引継ぎ副本は引継を受けた者の署名押印を求めらる。 3 欄外事項には該当するものの上に朱丸をつける。 4 証拠書類、所持金品欄は適当に野を引いて使用する。 記載事項がない場合は斜線を引く。
品名								
数量								
書類の標目		罪名及び罰条						

<p style="text-align: center;">(所 属)</p> <p style="text-align: center;">司法警察員</p> <p style="text-align: center;">印</p>	<p style="text-align: center;">右被疑者(証拠物件)は確かに受取った。</p>	引渡しの場所	引渡しの日時	引渡しの事由	捜査の概要	犯罪事実及び	書類の標目		
									所持金品
									品
									目
							数		
							量		

拘束		不拘束		認知		自首		告発		告訴	
逮捕者所属氏名 又は住居職業氏		逮捕の場所		逮捕の種別		逮捕年月日時		被疑者の住居、 職業、氏名年令		事件名	
品目	数量	品目	数量	<p>左記被疑者（証拠物件）を引渡しする。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>（官職名）</p> <p>殿</p> <p>被疑者（証拠物件）引渡書</p> <p>（所属）</p> <p>司法警察員</p> <p>印</p>							
品目	数量	品目	数量								
<p>1 被疑者と証拠物件の引渡しは兼用する。必要のない事項は抹消する。</p> <p>2 正副二通を作成し正本を引き渡し副本に引渡しを受けた者の署名押印を求む。</p> <p>3 欄外事項には、該当するものの上に朱丸をつける。</p> <p>4 証拠書類所持金品欄は適当に罫を引いて使用する。記載事項がない場合は斜線を引く。</p>											